

○登別市消防表彰条例

昭和31年10月5日  
条例第37号

(趣旨)

第1条 市長は、消防任務の遂行上特に功労があったもの、若しくは消防の協力援助に功績の顕著なものに対し、この条例の定めるところによりこれを表彰する。

(表彰範囲)

第2条 前条の規定により、市長の表彰を受けるものは、次のとおりとする。

- (1) 消防団及び消防分団
- (2) 消防団員
- (3) 消防に協力援助したものでその功績顕著なもの

(表彰の種類)

第3条 表彰は、次の各号の一に該当するものにつきこれを行う。

- (1) 水火災又は地震その他災害現場において災害防止上一身を顧みず抜群の功労があり、他の模範とするもの
- (2) 火災予防上特に功績があったもの
- (3) 消防施設の改善を図り、その功績が顕著なもの
- (4) 規律、訓練及び技能が特に優秀で他の模範とするもの
- (5) 団員で次の年数を引続き勤続し、その功績が顕著なもの
  - ア 勤続 10年以上
  - イ 〃 20年以上
  - ウ 〃 30年以上
  - エ 〃 40年以上
- (6) 勤続1年以上の団員で死亡し、若しくは退職したもの

2 表彰を受けるべきものが表彰前に死亡したときは、生前の日付にさかのぼってこれを表彰する。

(表彰の方法)

第4条 表彰を受けるべきものが、消防団及び消防分団であるときは、表彰状又は表彰状及び竿頭綬を授与する。

2 表彰を受けるべきものが消防団員であるときは、次の区分により表彰状、又は表彰状及びき、章或いはき、章を授与する。

- (1) 第3条第1項第1号に該当するものについては、表彰状及び功労章
  - (2) 第3条第1項第2号から第4号までに該当するものについては、表彰状又は表彰状及び功績章
  - (3) 第3条第1項第5号に該当するものについては、表彰状及び精勤章
  - (4) 第3条第1項第6号に該当するものについては、記念章
- 3 前2項に該当する場合において団長が必要と認めるときは、第1条の規定にかかわらず、団長が表彰状を授与してこれを表彰することができる。
- 4 表彰を受けるべきものが、第2条第1項第3号に規定するもので第3条第1項第1号から第4号までに該当する功労があつた場合には、表彰状を授与し若しくは感謝状を贈呈してこれを表彰する。

(き章の種類及びはい用)

第5条 き章は、功労章、功績章、精勤章、記念章の4種とする。

- 2 前章のき章は、本人に限り終身これはい用することができるものとし、遺族はそのき章を保存することができる。
- 3 功労章、功績章、精勤章は制服の場合は左胸下にはい用。但し、服務上支障があるときはこの限りでない。

(副章)

第6条 第3条の規定による市長の表彰には、副章として次の区分による金品を贈呈する。ただし、常勤の消防団員についてはこの限りでない。

- (1) 竿頭綬には 3,000円以内
  - (2) 功労章には 2,000円以内
  - (3) 第4条第4項の表彰状若しくは感謝状には 5,000円以内
- 2 前項第2号から第3号までについて市長が必要と認めるときは、議会の議決を経てこれを増額することができる。

(勤続年数)

第7条 第3条第1項第5号の勤続年数の計算は、最初に団員となった月から起算し申請の年の10月までとする。但し、勤続期間が断続しているものについては、団員でなかつた期間は通算しない。

- 2 前項の場合において、1年未満の端数はこれを切捨てる。

(表彰の制限及びき、章の返納)

第8条 団員にして表彰を受くべきものが、その表彰前において職務上の義務に違背し、又は禁固以上の刑に処せられ若しくは免職されたときは、これを

表彰してはならない。

- 2 市長は、き、章を授与されたものが前項の規定に該当するに至つたと認められるときは、これを返納せしめることができる。

(申請手続)

第9条 消防団長は、第3条第1項第1号及び同条同項第6号に該当するものがあるときは、その都度同条同項第2号から第5号までに該当するものがあるときは、毎年10月31日までにその事項を調査し、次の書類を添えて市長に申請書を提出しなければならない。

- (1) 功績調書
- (2) 団長の意見書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(その他必要な事項)

第10条 竿頭綬、き、章等の形状その他この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の、施行に関し必要な事項が定められるまでの間は、なお従前の例による。

附 則 (昭和36年条例第11号)

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年条例第29号) 抄

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日以降において退職した非常勤消防団員について適用する。